

移動等円滑化取組計画書

2021年 6月28日

住 所 大阪府池田市井口堂1丁目9番21号
事業者名 阪急バス株式会社
代表者名 取締役社長 井波 洋

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項

・当社では一般路線バスにおいてノンステップバス及びワンステップバスの導入を進め、低床率は100%に達している。2015年度以降、一般路線バス車両の新造車両は基本的に全てノンステップバスを導入しており、2020年度末時点のノンステップバス導入比率は64.7%（適用除外認定車両を除く）となっている。今後ともノンステップバス導入率の向上を図るべく、今後導入する一般路線バス車両の新造車両は、全てノンステップバスでの導入を目指す（ただし、道路構造等の物理的条件に起因し、ノンステップバスでの運行が不可能な路線において使用する車両を除く）。

(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項

・バス停留所は道路占有・使用等の関係上、どうしても情報の提供スペースに制約が出てくる。与えられた条件のもとに、バス車両やバス停留所等を使用した情報提供の拡充やご利用者の意識啓発等に取り組む。
・運転士等現業職員の接遇対応の平準化を図るため、視聴覚教材を活用した教習を実施するとともに、介助の知識と技能の向上を図るため、資格の取得促進に取り組む。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ノンステップバス	一般路線バスの新造車両については、道路構造等の物理的条件に起因し、ノンステップバスでの運行が不可能な路線において使用する車両を除き、全てノンステップバスを導入する。

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
スロープ板及び車椅子固定用装置の使用	<ul style="list-style-type: none"> ・車椅子をご利用されるお客さまに対して、スロープ板及び車椅子固定用装置を用いて円滑で安全な乗降を提供する。また、そのための教育を継続して実施する。(⑤にて記載) (毎年度実施) ・バス車両の整備定期点検時にスロープ板及び車椅子固定用装置等の点検項目を設けており、設備等の機能維持に努める。(毎年度実施)
筆談具の備え付け	<ul style="list-style-type: none"> ・バス車内に筆談具を備え、聴覚障がいのお客さまからの求めに応じ、筆談具を使用した対応を行う。(毎年度実施)
バス車内モニターの利用	<ul style="list-style-type: none"> ・バス車内に設置しているモニターを用いて、停留所名・運賃に加え、ダイヤ変更等を文字情報にて提供する。また、車内放送においても停留所名等を案内する。(毎年度実施)

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
バス車両へのステッカー貼付	<ul style="list-style-type: none"> ・一般路線及び高速バス全車両に補助犬マーク及びヘルプマークのステッカーを貼付する。(毎年度実施／導入予定全車両／一般路線バス車両は補助犬マーク及びヘルプマーク、高速バス車両は補助犬マーク)
障がい者の接遇に関する資格を所有する職員の配置	<ul style="list-style-type: none"> ・運転士に加え、営業所管理者及び本社職員についてもサービス介助士の資格を取得し、管理部門においても障がい者の接遇に関する資格を所有する職員を配置する。(毎年度実施)
障がい者手帳アプリの取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者手帳の代用として、障がい者手帳アプリ「ミライロID」を取り扱い、乗降時におけるお客さまの負担軽減を図る。(2021年度新規実施)

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
優先座席の明確化	<ul style="list-style-type: none"> ・一般路線バスの優先座席に、ピクトグラムを表示したシート生地を用いることで、優先座席の明確化を図る。(毎年度実施／2021年度導入予定全車両)
バス車両における情報提供の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・行先の視認性向上のため、車外の行先表示機を①一般路線バス車両は白色LED化、②高速バス車両はフルカラーLED化する。(毎年度実施／2021年度導入予定全車両)

バス停留所における情報提供の拡充	<ul style="list-style-type: none"> 一般路線のバス停留所にQRコードのステッカーを引き続き貼付し、ホームページに掲載する運行情報や接近情報へのアクセスの簡素化を図る。(毎年度実施)
路線図の見やすさ向上	<ul style="list-style-type: none"> 路線図に順次ユニバーサルフォントデザインを採用し、見やすさの向上を図る。(毎年度実施)

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
実地研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> 障がい当事者及び各支援団体にご協力いただき、バス車両を使用した実地研修を実施する。(毎年度実施)
運転士の技術向上	<ul style="list-style-type: none"> 運転士を対象としたドライバーズコンテストを開催し、運転及び接客技術の向上及び意識啓発を図る。(毎年度実施)
運転士等への教育	<ul style="list-style-type: none"> 車椅子をご利用されるお客さまに対する接客教習教材(DVD)を使用した教育を実施する。(毎年度実施) 盲導犬、聴導犬、介助犬と一緒にご利用されるお客さまに対する接客教習教材(DVD)を使用した教育も実施する。(毎年度実施) 高齢者の行動特性に特化した教育用教材冊子及び映像教材を製作・教育に使用し、高齢者に対する意識啓発を図る。(2021年度新規、以降毎年度実施) 新たに採用する運転士に対する教習プログラムにおいて、インスタントシニア体験を実施する。(毎年度実施)
障がい者の接客に関する資格の取得促進	<ul style="list-style-type: none"> 新たに採用する運転士に対する教習プログラムに、サービス介助士の資格取得を組み込み、資格取得の促進を図る。(毎年度実施)

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
バス車内での周知・啓発	<ul style="list-style-type: none"> バス車内放送において、座席譲りに関するアナウンスを組み込み、周知・啓発を図る。(毎年度実施) バス車内において、座席譲りに関するポスターを掲出(車内ディスプレイにも画像掲出)し、周知・啓発を図る。(毎年度実施)
バス車内へのステッカー貼付	<ul style="list-style-type: none"> 優先座席の表示に、従来の文字に加え、ピクトグラムを用いたステッカーを貼付する。(毎年度実施/一般路線バスの導入予定全車両)

III 移動等円滑化の促進のためIIと併せて講ずべき措置

- ・本社内に教育及びCSの専任担当を配置しており、運転士等への教育を推進していく。
- ・沿線自治体のバリアフリー関係会議へ当社も参加していく。
- ・サービス介助士資格取得に係る費用については会社が負担し、資格の取得促進を図っていく。
- ・一般路線バス全線で利用できる高齢者専用定期券（グランドパス）を設定、またICカード化することで、シームレスな移動と運賃支払い時の利便向上を図っている。

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変更内容	理由
	役務の提供方法に関する取り組みを記載	法改正に伴う対応

V 計画書の公表方法

当社ホームページにて公表

VI その他計画に関連する事項

II 移動等円滑化に関する措置に記載された事項については、当社の中期経営計画に位置付けられている。

注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 VIには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。